

事務連絡  
令和2年3月10日

各都道府県民生主管部（局）  
児童手当主管課（部） 御中

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため児童手当の  
認定の請求ができない場合等の対応について

児童手当に係る事務につきましては、日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、受給資格者からの児童手当の認定請求書及びこれらに添付する書類（以下「認定請求書等」という。）の提出が遅延した場合の事務手続については、下記に御留意の上、特段の御配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれましては、管内市区町村に周知をお願いします。

なお、下記の取扱いについては、令和2年2月に提出すべき認定請求書等から適用されるものとします。

記

受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第3項の規定により、手当の支給は、認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めることとしているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、受給資格者が認定請求することができない場合には、個別の事情を考慮して、弾力的な対応をしていただきますようお願いいたします。

また、児童手当の額の増額改定の際にも、同様に弾力的な対応をお願いします。

（担当）

内閣府子ども・子育て本部

児童手当管理室 指導第一係

TEL 03-5253-2111（内線 38483）

FAX 03-3501-6501

e-mail jidouteate@cao.go.jp